

2023年3月24日

福島県双葉町
町長 伊澤 史朗 様
福島県双葉町議会
議長 伊藤 哲雄 様

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

「福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の完全実施及び
復旧・復興への協力に関する要求書」に対する回答について

福島第一原子力発電所の事故（以下、「弊社事故」といいます。）により、貴町の皆さまには多大なるご負担とご心配をおかけしておりますことを、あらためて心よりお詫び申し上げます。

さて、1月4日に受領いたしました要求内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

記

1. 福島第一原子力発電所の廃炉関連

(1) 早期かつ着実な廃炉の実施について

双葉町民をはじめとする周辺住民が安心して暮らせるよう、中長期ロードマップを踏まえ、廃炉作業の安全かつ着実な実施に引き続き取り組むとともに、廃炉作業に従事する作業員の健康管理、安全に対する教育・訓練の充実はもとより、技術者の世代交代が進むことを見据え、計画的かつ安定的な要員確保及び技術・技能の維持向上等の徹底を図り、長期にわたる廃炉作業が着実に進むよう取り組むこと。

(回答)

福島第一原子力発電所（以下、「福島第一」といいます。）につきましては、中長期ロードマップや原子力規制委員会のリスクマップに掲げられた目標を達成すべく、2022年3月に改訂した「廃炉中長期実行プラン2022」に則り、地域の皆さま、廃炉作業に従事する皆さまに対する安全確保を最優先に、計画的かつ重層的なリスク対策に取り組んでおります。

廃炉作業に従事する皆さまの健康管理につきましては、その前提となる労働環境の改善、新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底等を継続し、安全に対する教育・訓練は、入所時教育や安全衛生推進協議会などの場を通じて、作業安全・放射線安全を確保するための基本的なルールについて周知・徹底し、充実させてまいります。

また、このたび、廃炉事業に参画意欲のある地元企業さま向けの新たな研修および既に福島第一構内の協力企業棟を中心に実施している福島第一の廃炉作業に従事されている企業さまに向けた研修の一部を双葉町産業交流センターに移転し実

施しております。

技術者の世代交代や、計画的かつ安定的な要員確保、技術・技能の維持向上は、長期に亘る廃炉作業を円滑に進めていくための重要な課題と認識しております。これに向けては、廃炉中長期実行プランに基づく、中長期発注見通しを元請企業の皆さまにご説明させていただき取り組みを継続し、中長期的な要員確保もお願いするとともに、弊社としても計画的に人財を確保・育成し、技術・技能の継承、組織全体の技術力向上に注力してまいります。

引き続き、「復興と廃炉の両立」の大原則の下、地域の皆さまにご安心いただき、ご帰還される住民の方々に水を差すことのないよう、安全を最優先に、着実に廃炉作業を進めてまいります。

(2) 廃炉作業における安全対策の徹底について

事故後の混乱の中、多くの仮設設備が設置され十分な点検がなされず、異常が確認された際に対応するという状況は、安全対策が欠如していると言わざるを得ない。

安全の維持・向上のため、油漏れ等異常が確認される前にしっかりと予防策を講じるとともに、今後使用見込みがない仮設設備の処分を着実にを行い、安全管理を徹底すること。

(回答)

弊社は、特に 2021 年度に発生した設備・機器の経年劣化や老朽化により発生したトラブルの多発を受け、これまで設備・機器のメンテナンスについて十分な計画が作れていなかったことを反省し、経年劣化・老朽化に対応した長期保守管理計画を設備や機器ごとに見直し、きめ細かくメンテナンスを行っております。

具体的には、設備・機器の保全方式を壊れた場合に取り替える方式から、時間の経過を踏まえて計画的に取り替える方式に順次、見直しております。

引き続き、運転・保守時の設備のリスク評価に基づき、優先度を踏まえ、順次、信頼性向上対策を実施してまいります。

また、今後使用見込みがない仮設設備の処分についても、安全かつ着実に行ってまいります。

(3) 積極的かつ確実な情報の発信について

廃炉作業によるトラブルの未然防止に努め、被災地の復興や住民の帰還に支障をきたすことのないよう、積極的かつ確実な情報発信にとどまらず、わかりやすい広報に努めること。

(回答)

廃炉作業を進めるにあたりましては、「復興と廃炉の両立」の大原則の下、地域の皆さま、廃炉作業に従事する皆さまおよび周辺環境に対する安全確保を最優先に、計画的なリスク低減を実施しております。その中で、トラブル等が発生した場合には、発生したトラブル等の内容に加え、周辺環境や廃炉作業に従事する皆さまへの影響の有無等の情報を、迅速・正確かつ分かりやすく公表するとともに、対策を確実に実施してまいります。

また、廃炉の取り組みの現状や今後の見通し、周辺環境のモニタリング結果についても、リスクならびにそのリスクへの対策について、地域や社会のご懸念やご関心に真摯に向き合い、分かりやすい説明や対話を行ってまいります。

今後とも、ALPS 処理水の取り扱いを含む廃炉・汚染水・処理水対策について、新聞広告や特設サイトなど、さまざまなチャネルを通じ、広く国内外に情報発信を進め、多くの方にご理解を深めていただけるよう努めてまいります。

(4) 放射性廃棄物の取り扱いについて

燃料デブリをはじめとする放射性廃棄物の取り扱いについては、町の復興の妨げとならぬよう、安全かつ確実な保管・管理を徹底するとともに、発電所内で恒久的に保管することのないよう、処理・処分方法に関する目標工程を早期に示すこと。

(回答)

固体廃棄物の保管管理は、「2028 年度内までに、水処理二次廃棄物および再利用・再使用対象を除く全ての固体廃棄物（伐採木、がれき類、汚染土、使用済保護衣等）の屋外での保管を解消し、作業員の被ばく等のリスク低減を図る」ことを目標工程としております。

引き続き、より一層のリスク低減に向けて、固体廃棄物を可能な限り減容して建屋内保管へ集約し、屋外にある一時保管エリアの解消に向けて取り組んでまいります。

福島第一の廃炉作業で発生している放射性廃棄物につきましては、発生した廃棄物の線量や付着物などの特徴を把握し、安全に処分できるよう、国内外の技術調査や国・関係機関と連携して研究開発等を進めております。原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「NDF」といいます。）により示された処理・処分方策とその安全性に関する技術的な見通しを踏まえ、引き続き検討を進めてまいります。

燃料デブリの保管につきましては、NDF と検討を実施しております。使用済燃料の将来的な処理・保管方法や燃料デブリ・放射性廃棄物の処理・処分方法につきましては、中長期ロードマップに従い、国の指導のもと事業者として責任を持って検討してまいります。

(5) ALPS 処理水海洋放出に伴う理解醸成について

ALPS 処理水の海洋放出について、現在、国内外の理解醸成がほとんど進んでいないことは誠に遺憾である。理解が進まないまま放出されることとなれば、町民の不安や帰還意欲の低下、そして今なお、避難を強いられている町民の生活の妨げとなることは明白であり、断じて許されるものではない。事業者として自らこれまで対外的に説明されてきた国内及び海外への理解醸成が進むよう国と共に当事者意識をもってしっかりと取り組むこと。

(回答)

ALPS 処理水の取り扱いに関しましては、地元をはじめとする皆さまにご説明をさせていただくなかで、風評影響等に対するご懸念や、安全性に関する情報公開を求める声、国内外の理解が不十分など、さまざまなご意見をいただいております。

1月13日に開催された廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、行動計画が改訂され、今後、安全確保や風評対策の実効性を上げ、理解醸成に一層注力することが示されたことを踏まえ、弊社は、福島県原子力発電所安全確保技術検討会から示された8項目の要求事項、貴町長および知事、大熊町長からいただいたご意見を確実に実施し、計画に基づく安全確保や、科学的根拠に基づく情報の国内外への発信、放射性物質のモニタリング強化など、政府の基本方針を踏まえた取り組みを引き続きしっかりと進めてまいります。

また、弊社の考えや対応にご理解を深めていただけるよう、地元の皆さまをはじめ、関係する方々のご懸念やご関心に真摯に向き合い、丁寧に説明を続けてまいります。あわせて、新聞広告や特設サイトなど、さまざまなチャネルを通じ、広く国内外に情報発信も進めてまいります。

2. 原子力損害賠償関係

(1) 町民の被害実態に即した賠償の実施について

町及び町議会は、東京電力に対してこれまで再三にわたり、町の特殊な事情を十分認識し、事故を起こした原因者として被害者に寄り添い、被害実態に合った迅速かつ確実な賠償を行うとともに、今後も長期避難の継続が見込まれる多くの町民への生活再建支援を主体的に取り組むよう求め続けているが、東京電力にはその求めに対する真摯な姿勢が見受けられない。

当町民の精神的苦痛や経済的損失は計り知れない。令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現したものの、町域の約85%が帰還困難区域であることや12年あまり避難生活が継続していることにより、故郷に戻ることができない不安や絶望感の増大が今も続いていることに加え、避難先での生活環境に適応できず生活が窮乏するなど、今後も多くの町民の避難生活を取り巻く状況は一層厳しさを増していくことが想定される。東京電力は、町の特殊事情を十分に認識した上で、これまでの町及び町議会の要求事項を踏まえ、事故を起こした原因者として、自らの賠償基準や判断で対応することなく、早期かつ真摯に対応すること。

(回答)

今もなお、避難を余儀なくされ、お戻りになれない方が多くおられること、また、大変なご負担とご迷惑をおかけし続けておりますことについて、心よりお詫び申し上げます。

特定復興再生拠点区域の解除など、復興に向けて懸命に歩みを進められている中で、今もなお、住民の皆さまがお戻りになれない地域が多くあるなど、弊社の起こした事故が、地域の皆さまへもたらした影響の大きさ、深さは計り知れず、事故の当事者としての責任を痛感しております。

弊社といたしましては、地域の状況など個別のご事情をしっかりと伺いさせていただきながら真摯な対応に努めることを肝に銘じ、「3つの誓い」に掲げる「最後の一人まで賠償貫徹」という考えの下、引き続き、迅速かつ適切な賠償に取り組んでまいります。

(2) 商工業者及び農林業者に対する営業損害に係る賠償について

避難指示区域内の商工業者に対する営業損害について、将来分を含む一括賠償後の追加賠償が認められた事例が極めて少数といった報道等がなされており、東京電力は事故の原因者として被害者に真に向き合っているのか甚だ疑問である。

特に、双葉町は、他の被災地域と異なり、町民は今後も長期の避難を強いられた状態が継続し、事業再開の見通しが立たないなど、事業者が被っている損害は甚大である。東京電力は、原子力発電所事故との相当因果関係にあたり個別訪問等による実態把握に努め、事業者からの相談や請求に丁寧に対応し、被害実態に見合った十分な賠償を迅速かつ確実に行うこと。

また、商工業者及び農林業者に対しては損害が発生している限りは賠償を継続するとともに請求手続きの簡素化など柔軟に対応し、被害者の負担を軽減すること。

(回答)

貴町におかれましては、今もなお、町民の皆さま方の避難生活が長期にわたり継続しているなど地域の状況を承知しており、大変なご負担とご迷惑をおかけし続けておりますことについて、心よりお詫び申し上げます。

商工業者および農林業者の皆さまの賠償につきましては、「弊社事故による損害がある限り賠償させていただく」という考え方の下、被害を受けられた方々の個別のご事情を丁寧にお伺いし、適切かつ公正な賠償に取り組んでまいります。

商工業者さまにおける一括賠償後の取り扱いにつきましては、「1件でも多くお支払いさせていただくためには何ができるか」ということを考えて対応を進めるとともに、一括賠償後の追加賠償のご請求をきめ細やかに確認させていただくなかで、別の損害項目で賠償できた事例もあり、他のご請求にも当てはめることができないか工夫を凝らし検討するなど、丁寧な賠償に取り組んでまいります。更に、より一層丁寧に対応させていただく観点から、2020年10月より社内の機能および要員の一部を、順次、福島県内に移行するなど商工業者さまのご事情を今まで以上に丁寧にお伺いできる体制を築いてきております。

また、商工業者さま、農林業者さまにつきましても、請求書作成支援や証憑整理などの手続きのお手伝いといったご請求者さまのご負担軽減に取り組むとともに、被害を受けられた方々の立場に立った、親身・親切的な賠償を進めてまいります。

(3) 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介について

原子力損害賠償紛争解決センターで蓄積している類型化できているものについて事例集を取りまとめていることから、当センターで提示する「和解仲介案」や「総括基準」の事例を原子力災害の原因者として積極的に受け入れ、確実に賠償を行うこと。また、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続きによらず、直接請求によって一律に対応すること。

(回答)

「第四次総合特別事業計画」に掲げる「和解仲介案の尊重」という考え方に従い、個々の申立人さまのご事情を丁寧にお伺いしながら、和解の早期成立に向け誠実な対応に努めてまいるといった考え方に変わりはありません。

ADR センターの総括基準を踏まえた和解仲介案が提示された場合におきましても、誠実に対応させていただくことはもちろんのこと、第五次追補における総括基準を踏まえた精神的損害の増額事由につきましても、弊社へ直接ご請求をいただいた場合につきましては、被害を受けられた方々の個別のご事情を丁寧にお伺いしながら、引き続き、きめ細かく適切に対応してまいります。

なお、ご参考までに、2020年6月以降、弊社がADRにおいて、和解案を受諾しなかったことに伴い、和解仲介手続きが打ち切られた事案はございません。

(4) 原子力損害の範囲の判定に関する中間指針第五次追補について

令和4年12月20日に開催された第63回原子力損害賠償紛争審査会において中間指針第五次追補が決定した。その背景には、東京電力が被害者の声を真摯に受け止めず、中間指針で示されている賠償額の目安を賠償の上限と自ら判断している状況が見受けられることや、「第四次総合特別事業計画」において示している「3つの誓い」のうち「和解仲介案の尊重」が守られていない等が一因であると判断する。

東京電力は、「3つの誓い」を改めて徹底し、まずは、当審査会で決定した中間指針第五次追補の実施に向け、被害者に対し迅速かつ適切に賠償できる体制を整えること。

また、被害者からの請求や相談等は個別の事情を十分傾聴し、個別具体的な事案に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、全て賠償の対象となるとの中間指針第五次追補の策定を踏まえ、丁寧に対応すること。

(回答)

弊社は、第四次総合特別事業計画に掲げる「3つの誓い」に基づく対応を改めて徹底し、被害を受けられた方々に対し、迅速かつ適切な賠償に取り組んでまいります。

本年1月、中間指針第五次追補や原子力損害賠償紛争審査会のご議論の内容、政府からいただいたご指導の内容等を踏まえた、追加でお支払いさせていただく金額等の賠償基準の概要を公表させていただきました。

また、第五次追補決定に伴うお問い合わせに対応させていただけるよう「ご相談専用ダイヤル」や被害を受けられた方々に分かりやすい情報発信を目的に賠償対象区域や損害額などをご紹介させていただき専用ページを当社ホームページに開設させていただきました。

ご請求方法につきましては、従来の書面によるご請求に加え、ご負担を軽減できるよう、いつでもご請求いただけるウェブサイトの準備を進めております。引き続き、ご請求いただきやすい環境を整えるなど、丁寧な対応に取り組んでまいります。

なお、お示しさせていただいた内容以外の項目や受付時期などの詳細な内容につきましては、近日中にお示し、出来るだけ早期にご請求の受付を開始して、着実にお支払いできるよう、取り組んでまいります。

弊社といたしましては、第五次追補の趣旨や考え方をしっかりと受け止め、指針に明記されていない損害につきましても、ご事情をお伺いさせていただきながら、弊社事故と相当因果関係のある損害に対し、被害を受けられた方々の立場に立った、丁寧な対応に努めてまいります。

3. 双葉町の復旧・復興に向けた取組みへの協力関係

(1) 中野地区復興産業拠点への企業立地と施設の活用について

町の復興には、中野地区復興産業拠点に産業団地の核となる施設が必要である。同拠点が福島第一原子力発電所に近接した産業団地であるという優位な立地環境を踏まえ、廃炉技術の最前線基地として、各種施設の町への立地を図ること。

(回答)

廃炉技術につきましては、燃料デブリの取り出しなどのこれまでに実績のない作業や、福島第一特有の多種多様な設備への技術的対応に向けた取組みが重要と認識しており、関連施設の設置を検討してまいります。

また、中野地区復興産業拠点への企業誘致に向けて、2022年12月23日にスタートした「双葉町企業誘致戦略検討会」に社員2名（福島第一廃炉推進カンパニー1名、福島復興本社1名）が委員として企業誘致戦略の改訂に参画させていただいております。

引き続き、検討を進め、貴町の復興のお役に立てるよう努めてまいります。

(2) 双葉町内への企業参入及び雇用の拡充について

町が整備を進めている中野地区復興産業拠点は福島第一原子力発電所に近接しており、今後さらに迅速かつ正確な作業が求められる廃炉作業において優位な立地環境であることを踏まえ、技術者研修拠点以外にも町内にグループ企業及び関連企業と連携し、同拠点への立地や町内での雇用の拡充を図る取組みを推進すること。また、地元企業においては、地元の利を生かした迅速な対応が出来ることから、廃炉作業等への参入など地元との連携など積極的な環境づくりに取り組むこと。

(回答)

グループ企業および関連企業と連携した貴町への事務所等の設置につきましては、今後も継続して検討してまいります。

地元企業さまの廃炉作業への参入につきましては、福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局によるマッチング会や廃炉関連産業交流会の開催等、地元企業さまの新規参入・受注拡大に向けた環境整備を進めており、地域の皆さまの期待に応えられるよう努めてまいります。

(3) 双葉町内における社員寮の再開・再整備等について

町では、早期の帰還環境整備のため、JR双葉駅周辺における交流拠点の形成に向けた取組みの更なる加速化を図りたいと考えている。町内の賑わい再生に向け、グループ企業はもとより関連企業も含め町の復興への協力を率先して行うこと。

また、住民帰還が進まない町内での防火・消防の一貫として、東京電力及びグループ企業の社員の皆さんが、当町消防団への入団について、特段の配慮をもって取り組むこと。

(回答)

貴町内への居住につきましては、現在、具体的な検討、準備を進めており、引き続き、貴町とご相談のうえ、まちの賑わい等に貢献できるよう取り組んでまいります。

また、消防団につきましては、機能別消防団への入団について貴町とご相談させていただいており、本年4月以降に準備が整い次第、入団する方向で進めてまいります。

以上